

みんなの家 いずみ 運営規程

(規程の目的)

第1条 医療法人弘友会（以下「当法人」という。）が開設する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）「みんなの家 いずみ」（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 この事業は、地域の中にある認知症対応型共同生活介護（共同生活を営む認知症高齢者に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導・援助を行う形態。）で生活する認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当施設は、要介護者であって認知症の状態にある（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）入居者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 当施設は、要支援状態（要支援 2）であって認知症の状態にある（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）入居者について、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身機能の維持回復を図り、入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者および利用者家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、予め利用者の了解を得ることとする。

6 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1功項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 みんなの家 いずみ

(2) 所在地 総社市小寺990

(入居定員)

第5条 当施設の入居定員は9名である。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 当施設の従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

①管理者（計画作成担当者及び介護職と兼務可能） 1名（常勤）

当該施設職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

②介護職員 日中、入居者3名に対し介護職員1名以上を配置（内1名常勤）
（夜勤1名）

入居者に対し認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき日常生活が送れるよう必要な援助を行う。

③計画作成担当者（管理者及び介護職と兼務可能） 1名

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等記載した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成する。

（サービス内容）

第7条 当施設は以下のサービスの提供を行う。

- （1）住居及び食事の提供を行う。（日常生活上の食事や洗濯等を入居者と共同で行う。）
- （2）入居者に対して、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
- （3）入居者に対して、食事、入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。
- （4）グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、入居者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- （5）当施設は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- （6）当施設は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- （7）入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- （8）当施設は、必要に応じ、入居者が成年後見人制度を活用することができるように配慮する。

（利用料及びその他の費用）

第8条 利用者の負担額を以下のとおりとする。

- （1）当施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当施設が提供する法定代理受領サービスに関して、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- （2）その他の費用
 - ①家賃は、別に定める基準に基づき算出した金額の支払いを受ける。
 - ②食材料費、管理費、理美容代、オムツ代等は実費とし、金額は別途定める。
- （3）当施設は、提供できるその他のサービスの内容及び費用の支払いについて、入居者、又はその家族に重要事項を記した文書を交付し説明を行い、サービスを希望する入居者、又はその家族から同意を得て、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に署名を受ける。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- （1）外出

入居者が外出しようとするときは、その都度外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

(2) 健康保持、身体機能の低下防止

入居者は自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、その為に提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

(3) 身上変更届出

入居者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出なければならない。

(4) グループホーム内禁止事項

- ①他の入居者を排撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ②他の入居者とケンカ若しくは口論をなすこと。
- ③持ち込みを制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと。
- ④故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥無断で備品の位置又は形状を変えること。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、法人職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- ②入居者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第11条 当施設は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置を行う。(詳細は別途定める。)

2 当施設は、苦情申立に関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 当施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や

かに行う。

(職員の服務規律)

第13条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 当施設職員は、当施設の従業者の質的向上を図るための研修及び入居者の人権擁護、虐待の防止に関する研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

2 当施設は、全ての当施設職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第15条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 当施設職員は、当法人が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

2 サービス担当者会議等において、入居者の個人情報をを用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(身体拘束等)

第18条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、委員会に諮り、主治医がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、当施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 当施設職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について当施設職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待を発見した職員は、速やかに市町村に報告し、職員には市長村の通報先を周知する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、当施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、入居者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優劣的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当法人において定めるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成13年4月16日から施行する。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成18年11月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成25年5月1日から施行する。

この規程は平成26年2月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規程は平成27年5月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。

この規程は令和6年1月1日より施行する。